

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令要綱

一 人口の特例に関する事項

衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第一項に規定する最近の国勢調査の調査期日以後に都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合には、当該都道府県、郡又は市町村の日本国民の人口は、地方自治法施行令第一百七十六条又は第一百七十七条の規定の例により都道府県知事が告示した日本国民の人口によるものとする。 (第四条関係)

二 施行期日に関する事項

この政令は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一項関係)